

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、生活保護事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

## 公表日

令和7年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	1.生活保護の実施 2.生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3.生活保護の申請に係る事実についての審査 4.職権による生活保護の開始若しくは変更 5.生活保護の停止若しくは廃止 6.就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7.進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 8.保護に要する費用の返還、徴収金の徴収 9.医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※(2)、(3)、(4)については、社会保険診療報酬支払基金へ委託して実施
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバー、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43 番号法第19条第9号 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 生活支援課 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 Tel.026-224-7529
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	保健福祉部 生活支援課 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 TEL026-224-7529
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 マイナンバーの紐づけは、複数人での確認・上長による決裁を行った上実施し、その記録を残している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しているため、担当外業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。また、紐づけの実施を行う担当者を定め、担当者以外には紐づけそのものを行えないように制限している。従って、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	輸出時期	輸出時期に係る説明
令和5年12月18日	1 関連情報 0. 計画実施情報欄における 担当部署 2 所属長の役職名	課長 西山 透	課長	事前	
令和5年12月18日	IV リスク対策	(情報照会) 番号法第19条第4号 別表第2の28の項 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の10、11、15、17、34、36、37、38、 40、41、43、47、77、78、81、82、84、87、90、94、 104、106、108、116、120の項	(情報照会) 番号法第19条第4号 別表第2の28の項 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の10、11、15、17、34、36、37、38、 40、41、43、47、77、78、81、82、84、87、90、94、 115、133、135、137、146、150の項	事前	
令和5年12月18日	1 関連情報 4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 2 法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第4号 別表第2の28の項 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の10、11、15、17、34、36、37、38、 40、41、43、47、77、78、81、82、84、87、90、94、 104、106、108、116、120の項	(情報照会) 番号法第19条第4号 別表第2の28の項 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の10、11、15、17、34、36、37、38、 40、41、43、47、77、78、81、82、84、87、90、94、 115、133、135、137、146、150の項	事前	
令和5年12月18日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイル等 2 事務の概要	生活保護の実施、生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答、生活保護の申請に係る事実についての審査、職権による生活保護の開始若しくは変更、生活保護の停止若しくは廃止、就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答、給付に要する費用の返還、徴収金の徴収	2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 返還に要する費用の返還、徴収金の徴収 8 医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険等向け中間サーバー等への特定個人情報情報の連携 (2)医療保険等向け中間サーバー等における資格照査の管理 (3)医療保険等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 第21、22、23については、社会保険診療報酬支払基金へ委託して実施	事前	
令和5年12月18日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイル等 2 事務の概要	*生活保護システム 中間サーバー	生活保護システム、中間サーバー、医療保険等向け中間サーバー、検査情報庫	事前	
令和5年12月18日	1 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 情報管理室 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑1613番地	総務部 総務課 文書情報管理室 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑1613番地	事後	
令和5年12月18日	目しさい権利断項目 1. 対象人数 いつの日の計数か	平成27年10月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年12月18日	目しさい権利断項目 2. 取扱者数 いつの日の計数か	平成27年10月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年12月18日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイル等 2 事務の概要	生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 返還に要する費用の返還、徴収金の徴収 8 医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険等向け中間サーバー等への特定個人情報情報の連携 (2)医療保険等向け中間サーバー等における資格照査の管理 (3)医療保険等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 第21、22、23については、社会保険診療報酬支払基金へ委託して実施	1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 返還に要する費用の返還、徴収金の徴収 8 医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険等向け中間サーバー等への特定個人情報情報の連携 (2)医療保険等向け中間サーバー等における資格照査の管理 (3)医療保険等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 第21、22、23については、社会保険診療報酬支払基金へ委託して実施	事前	
令和5年12月18日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイル等 2 事務の概要	生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 返還に要する費用の返還、徴収金の徴収 8 医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険等向け中間サーバー等への特定個人情報情報の連携 (2)医療保険等向け中間サーバー等における資格照査の管理 (3)医療保険等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 第21、22、23については、社会保険診療報酬支払基金へ委託して実施	2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 返還に要する費用の返還、徴収金の徴収 8 医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険等向け中間サーバー等への特定個人情報情報の連携 (2)医療保険等向け中間サーバー等における資格照査の管理 (3)医療保険等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 第21、22、23については、社会保険診療報酬支払基金へ委託して実施	事前	
令和5年12月18日	1 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 文書情報管理室 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑1613番地	保健福祉部 生活支援課 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑1613番地 加28-224-7529	事前	
令和5年12月18日	IV リスク対策 8 人等不在が中心となるリスクへの対策は十分か	-	十分である マイナンバー利用業務におけるマイナンバー番号照会に係る業務的なオンラインに依り、特定個人情報の取得時には厳格に限りがない情報を管理すること、特定個人情報の照会時には権限又は仕組みを適切にふるふる運用を行うことと厳格にしている。 マイナンバーの提供は、従来通りの運用、上長による承認を行った上実施し、その記録を適切にしている。	事前	様式変更に伴う項目追加
令和5年12月18日	IV リスク対策 11 重大事象が大きいと考えられる対策も優先度が高いと考えられる対策	-	2 目的を越えた提供、事業者に必要のない情報の提供が行われるリスクへの対策	事前	様式変更に伴う項目追加
令和5年12月18日	IV リスク対策 11 重大事象が大きいと考えられる対策も優先度が十分に【再掲】	-	十分である 業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲での照会等が可能なように27に制限を実施しているが、担当業務に関する特定個人情報提供が可能なことにはなっています。格付けの実施を行う担当者を定め、担当業務には格付けそのものが及ばないように制限している。従って、目的を越えた提供、事業者に必要のない情報の提供が行われるリスクへの対策は十分に実施できると考えられる。	事前	様式変更に伴う項目追加
令和5年12月18日	1 関連情報 4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 2 法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第4号 別表第2の28の項 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の10、11、15、17、34、36、37、38、 40、41、43、47、77、78、81、82、84、87、90、94、 115、133、135、137、146、150の項	(情報照会) 番号法第19条第4号に基づき生保省令第2条の第4、43 番号法第19条第9号 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づき生保省令第2条の第10、11、15、17、34、36、37、38、 40、41、43、47、77、78、81、82、84、87、90、94、 96、106、108、120、122、141、144、151、155、 156、167、168、169、170、171、172 番号法第19条第9号	事前	